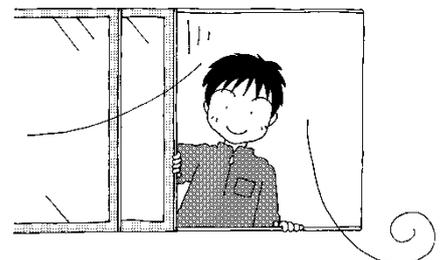


## 【新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業中の過ごし方について】

政府からの臨時休業要請に基づき、本校では3月4日から臨時休業です。この臨時休業は通常の休日とは違い、感染症拡大防止のためであるとともに、皆さんの健康と安全を守るための措置であることもしっかり意識して生活しましょう。

特に気をつけることは下記の通りです。

- 1 睡眠・バランスのとれた食事、適度な運動を心がけ、生活リズムをしっかりしましょう。
- 2 手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行い、手指用消毒液などを活用しましょう。
- 3 人混みを避け、不要不急の外出は控えましょう。基本的に自宅で過ごすようにしましょう。外出の際は、マスクを着用しましょう。
- 4 家でも部屋の換気をこまめにしましょう。
- 5 学校（担任・副担任）といつでも連絡が取れるようにしましょう。
- 6 体調管理について
  - ① 毎体温を計測して記録しましょう。裏面の健康観察票に記入し、新学期の登校時、提出をしましょう。
  - ② 発熱などの風邪の症状があるときは、外出を控え、自宅でしっかり療養しましょう。
  - ③ 風邪症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）、または強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は最寄りの保健所等にある相談センターに連絡をし、指示に従ってください。なお、基礎疾患のある人はこうした状態が2日以上続く場合は相談してください。
  - ④ 症状が③の基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関に相談してください。
  - ⑤ 体調が悪くなり上記の③、④の対応をした場合は必ず、担任・副担任にも報告をしてください。
  - ⑥ 新学期スタート時には裏面の健康観察票の記録を基に、帰寮や登校について担任・副担任に相談してください。特に寮生については、しっかり健康状況の確認をし、風邪症状や発熱症状がある場合は帰寮の是非について事前に担任・副担任に相談してください。



この臨時休業期間中、一人一人が健康に過ごし、新学期に元気で笑顔いっぱいの皆さんに会えることを楽しみにしています。

### 【新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合での家庭内での注意事項】

（日本環境感染学会とりまとめ）

- 1 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける。
- 2 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする。
- 3 できるだけ全員がマスクを使用する。
- 4 こまめにうがい・手洗いをする。
- 5 日中はできるだけ換気をする。
- 6 取っ手、ノブなど共用する部分を消毒する。
- 7 汚れたりネン、衣服を洗濯する。
- 8 ゴミは密閉して捨てる